

揚水発電の運用高度化及び導入支援補助金の公募における審査基準

令和5年2月7日

電力基盤整備課

1 目的

本基準は、揚水発電の運用高度化及び導入支援補助金の公募における採択先を決定するための申請内容の審査における審査基準を定める。

2 審査の方法

交付申請書について以下の項目に従って審査を行い、学識経験者による採択審査委員会の結果を踏まえ、採択者を決定する。

(1) 要件審査の実施

全ての申請案件について要件審査を行う。要件審査の内容については「3 要件審査」とおり。

(2) 採点審査の実施

要件審査の結果「可」となった申請案件について、採点審査を行う。

採点審査の内容については「4 採点審査」とおり。

(3) 採択決定

① 新規案件については、採点審査による点数を降順に並べ予算の範囲内で決定する。なお、予算の効果的な活用の観点から、以下の方法で採択案件を選定する。

- 申請された案件について点数を降順に並べた上で、事業終了までの各年度の補助対象経費額を積み上げた上で、ある特定の年度の予算額の上限に収まる範囲内を採択範囲とする。

- 次に、予算額の上限に達した年度の前の年度で、予算の上限に達していない年度があれば、その年度までに完了する申請案件の中から点数の高いものを採択範囲とする。

- なお、予算の上限に達した年度の後の年度において予算の上限に達していない場合には、その年度が開始する前に新たに公募を実施し、審査方法については同様の方法を行うものとする。

② 継続案件については、前年度事業の実施状況を確認した上で、本年度事業計画が妥当と認められたものを採択とする。また、補助金の額の上限は、原則として、初年度に交付決定された複数年の計画における各年度の補助対象経費額を上限とする。

③ (1) 運用高度化支援事業と(2)新規開発可能性調査について、(2)は公募に申請される案件が限られることが見込まれるため、別々に予算枠を設けることはなく、(2)について申請があった場合には(2)の上位2件程度については、(1)より

優先的に採択することを目安とする。ただし、当該2件について採点審査における点数が著しく低い等の場合には、上位2件であっても審議の結果、採択を行わない場合があることとする。

3 要件審査

要件審査の項目は以下のとおり。

一つでも該当しない項目がある場合は「不可」とする。

- ①補助金交付要綱及び募集要領の要件に該当する申請者であること。
- ②補助事業の内容が補助金交付要綱及び募集要領の要件の要件を満たしていること。
- ③補助事業の提案書が審査項目に記載する要件を満たしていること。

4 採点審査

(1) 運用高度化支援事業

表1の採点審査項目に従って採点審査を行う。

表1 採点審査項目と評点

採点審査項目	評点（点）
① 費用対効果の高さ	40~0
② 事業の実施内容の妥当性	25~0
③ スケジュールの現実性、妥当性	25~0
④ 賃上げの実施表明	5
⑤ パートナーシップ構築宣言	5

① 費用対効果

費用対効果が高いものを上位とし、表2の採点基準に従って評価する。なお、費用対効果については、事業の費用と、事業から生じる効果を考慮した費用対効果（1千万円当たりのkW当たり費用削減額、収入増加額等）を目安として審査を行うものとする。

表2 費用対効果の採点基準

評点	採点基準
40~30	費用対効果（1千万円当たりのkW当たり費用削減額、収入増加額等）が比較的高いもの（全申請の上位25%を目安とする）
30~10	費用対効果（1千万円当たりのkW当たりの費用削減額、収入増加額等）が比較的低いもの（全申請の上位及び下位25%を除いた50%を目安とする）
10~0	費用対効果指数（1千万円当たりのkW当たりの費用削減額、収入増加額等）が比較的低いもの（全申請の下位25%を目安とする）

② 事業の実施内容・方法の妥当性

事業の実施内容・方法の妥当性が高いものを上位とし、表3の採点基準に従って評価する。

表3 事業の実施方法の妥当性の採点基準

評点	採点基準
25~15	事業の実施内容・方法について、詳細かつ具体的な内容が示されている。
15~5	事業の実施内容・方法について、具体的な内容が示されている
5~0	事業の実施内容・方法について、概略の内容が示されている。

③ スケジュールの現実性、妥当性

現実性、妥当性が高いものを上位とし、表4の採点基準に従って評価する。

表4 スケジュールの現実性、妥当性の採点基準

評点	採点基準
25~15	スケジュールの現実性、妥当性が詳細な工程表等により具体的に示されている。
15~5	スケジュールの現実性、妥当性が概略工程表（大項目毎の内訳あり）等により示されている。
5~0	スケジュールの現実性、妥当性が概略工程（大項目の内訳なし）等により示されている。

（2）新規開発可能性調査支援事業

以下の採点審査項目に従って採点審査を行う。

表5 採点審査項目と評点

採点審査項目	評点（点）
① 実施内容の具体性、妥当性	40~0
② 実施方法の妥当性	25~0
③ スケジュールの現実性、妥当性	25~0
④ 貢上げの実施表明	5
⑤ パートナーシップ構築宣言	5

① 実施内容の具体性、妥当性

新規開発の可能性調査については、その内容に関して、具体的に候補となる地点について目安を付けられていることや、開発に向けた課題と実施内容が明確かつ整合しているか等の具体性について審査を行う。また、実施内容が新規開発可能性を高めるものになっているか等の妥当性について審査を行う。

表6 費用対効果の採点基準

評点	採点基準

40～30	実施内容の具体性及び妥当性が高いもの（全申請の上位 25%を目安）
30～10	実施内容の具体性及び妥当性を一定程度有するもの（全申請の上位及び下位 25%を除いた 50%を目安とする）
10～0	実施内容の具体性及び妥当性が低いもの（全申請の下位 25%を目安）

② 実施方法の妥当性

実施方法の妥当性が高いものを上位とし、以下の採点基準に従って評価する。

表7 事業の実施方法の妥当性の採点基準

評点	採点基準
25～15	事業の実施方法において、詳細かつ具体的な内容が示されている。
15～5	事業の実施方法において、内容が示されている
5～0	事業の実施方法において、概略の内容が示されている。

③ スケジュールの現実性、妥当性

現実性、妥当性が高いものを上位とし、以下の採点基準に従って評価する。

表8 スケジュールの現実性、妥当性の採点基準

評点	採点基準
25～15	スケジュールが詳細な工程表等により具体的に示されており、その内容が現実的で無理がなく妥当性が高い。
15～5	スケジュールが概略工程表（大項目毎の内訳あり）等により示されており、その内容について一定の妥当性が見られる。
5～0	スケジュールの現実性、妥当性が概略工程（大項目の内訳なし）等により示されている。

（3）（1）及び（2）の共通事項

① 賃上げの実施表明

「給与等受給者一人あたりの平均受給額」（注1）を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合 3 %、中小企業の場合 1. 5 %）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」により表明した（注2）場合、審査において点数を加点（5点）する。なお、表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認する。

注1：中小企業等においては、「給与総額」とする。

注2：対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。

② パートナーシップ構築宣言

内閣府及び中小企業庁が推進する、取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行っている場合、審査において点数を加点（5点）する。なお、パートナーシップ構築宣言が行われているかどうかは、ポータルサイト上において確認する。

※なお、地方公共団体が提案する場合には、①及び②について地方公共団体を対象とする取組ではないことから、地方公共団体にとって不利（もしくは利点）とならぬいように、本項目に係る提案書の平均点を加点する。

以上